

神奈川県立図書館条例

昭和 33 年 10 月 6 日

条例第 32 号

改正	昭和 34 年 7 月 7 日 条例第 32 号	昭和 36 年 7 月 5 日 条例第 31 号
	昭和 37 年 7 月 17 日 条例第 35 号	昭和 47 年 3 月 31 日 条例第 7 号
	昭和 47 年 3 月 31 日 条例第 41 号	昭和 47 年 10 月 21 日 条例第 64 号
	昭和 60 年 3 月 30 日 条例第 6 号	平成 5 年 10 月 19 日 条例第 34 号
	平成 7 年 3 月 14 日 条例第 3 号	平成 13 年 3 月 27 日 条例第 14 号

神奈川県立図書館条例をここに公布する。

神奈川県立図書館条例

(図書館の設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、次の県立図書館を設置する。

名称	位置	目的
神奈川県立図書館	横浜市西区紅葉ヶ丘 9 番地 2	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。
神奈川県立川崎図書館	川崎市川崎区富士見 2 丁目 1 番 4 号	自然科学及び工業に関する図書並びに一般図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。

一部改正 [昭和 47 年 条例 7 号・41 号・64 号]

(教育委員会規則への委任)

第 2 条 別に条例で定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正 [昭和 34 年 条例 32 号・47 年 41 号・平成 7 年 3 号・13 年 14 号]

附 則

- 1 この条例は、昭和 33 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 神奈川県立図書館条例（昭和 29 年神奈川県条例第 49 号）は、廃止する。

附 則（昭和 34 年 7 月 7 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 34 年 4 月 30 日から適用する。

附 則（昭和 36 年 7 月 5 日条例第 31 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の神奈川県立図書館条例の規定に基づいて、昭和 36 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の神奈川県立図書館条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和 37 年 7 月 17 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 3 月 31 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 3 月 31 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定中神奈川県立文化資料館に関する部分は、公布の日から起算して 6 月をこえない範囲内で神奈川県教育委員会規則で定める日から施行する。

（昭和 47 年 8 月 1 日教育委員会規則第 14 号で、同 47 年 8 月 1 日から施行）

附 則（昭和 47 年 10 月 21 日条例第 64 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 30 日条例第 6 号抄）

- 1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 10 月 19 日条例第 34 号）

この条例は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 14 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日条例第 14 号抄）

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。